「〇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す」 <sup>良料品</sup>	七 米こうじ	
R A A L D E N A L D E N B B B B B B B B B B B B B B B B B B		
R N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	六 米菓	
R A A C L C L C L C L C L C L C L C L C L	を含む。)	
そした -	ものてあって	
	う素り、いことは、これの、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	
	长設こついてあらかじめ 中熱こよる 周里をの	
	四 だんご	
	11 4040	
	二 米菓生地	
	を含む。)	
<b>るもの</b>	除く。)であって、農林水産大臣が定める基準に該当するもの	
でのを	四号まで、第六号及び第七号	
が、「「「「「「」」」が、「「」」が、「「」」が、「「」」が、「「」」が、「「」」が、「」」が、「「」」が、「」」が、「」」が、「」」が、「」」が、「」」が、「」」が、「」が、「		<u>[</u> ]
PULL OF THE PULL	木水雀大豆が官める方去こより叩じしてもり(これらり周製	
Wを喪	一 米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農	号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除き、
	食料品は、次に掲げるものとする。	及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五
いる飲	する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める飲	とする飲食料品(米穀並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性
壁に関   (農林水産省告示第千五百五十一号)	第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に	第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料
	(米穀を原材料とする飲食料品)	
		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
基準を定める件		
る法律施行令第一条第一号の農林水産大臣が定める方法及び		
(○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す)		
(内閣府令・農林水産省令第十一号)		
(平成二十一年十一月五日)		
県知事の報告に関する命令		
る法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府		
の民権の正分等に係る情報の記録及び選出情報の伝道に関す		
(つ长没等の又川等に系る青根の己录をが全也青根の云葉に見げ)		美力でも の間返 政党の 保全力 多月を図えことを目白してる
		の関連産業の建全な発展を
(農林水産省令第六十一号)		足生し、もって国民の建康の呆獲、肖費者の利益の曽隹近びこ農
(平成二十一年十一月五日)		の措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を
告に関する省令		、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するため
る法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報		、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し
0	(政令第二百六十一号)	等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより
4日)	(平成二十一年十一月五日)	第一条 この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し
(内閣府令・財務省令・農林水産省令第一号)	律施行令	(目的)
	〇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法	
一〇米穀等の産地情報の伝達に関する命令		
_	(政令第二百六十号)	(法律第二十六号)
ロ)     (財務省令・農林水産省令第一号)	(平成二十一年十一月五日)	(平成二十一年四月二十四日)
(平成二十一年十一月五日)	る法律の施行期日を定める政令	律
〇米穀等の取引等に係る情報の記録に関	〇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す	〇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法
,		

2 この法律において「米穀事業者」とは、米穀等の販売、輸入、 十九八 単式蒸留しょうちゅう みりん

(指定米穀等)

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状

加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してそ

の産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定

第二条 法第二条第三項の政令で定める米穀等は、米穀(飼料用の ものその他の食用に供しないものを除く。)及び前条各号に掲げ るものとする。

4 この法律において指定米穀等について「産地」とは、指定米穀

品として輸入される指定米穀等であってその原材料である米穀の 場合にあっては当該飲食料品の原材料である米穀の産地(飲食料 等が米穀である場合にあってはその産地をいい、飲食料品である

産地が明らかでないものその他の主務省令で定める指定米穀等に

あっては、主務省令で定める事項)をいう。

基準を定める件 る法律施行令第一条第一号の農林水産大臣が定める方法及び |

(農林水産省告示第千五百五十一号) (平成二十一年十一月五日)

とする。 水産大臣が定める方法は、次の各号のいずれかに掲げるもの する法律施行令(以下「令」という。)第一条第一号の農林 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関

直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パ ーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。 ロールにかけ、又はフレーク状にすること。

五. 兀 殻を取り除き、真珠形にとう精すること。 薄く切ること。

2 令第一条第一号の農林水産大臣が定める基準は、米穀、小 麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたも 小麦産品を含む。)、大麦産品(はだか麦産品を含む。)及 八十五パーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品(ライ おいて同じ。)の含有量の合計が当該調製食料品の全重量の のをいう。) 又はでん粉 (加工でん粉を含む。以下この項に の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めたも の、ミール若しくはペレット(直接圧縮すること又は全重量 粗くひくこと。

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関 する法律(以下「法」という。)第二条第四項の主務省令で定め る指定米穀等は、次の各号に掲げるものとし、同項の主務省令で (原材料である米穀の産地が明らかでない指定米穀等の産地)

定める事項はそれぞれ当該各号に定めるものとする。 定輸入指定米穀等」という。) 当該特定輸入指定米穀等の原 ある米穀の産地が明らかでないもの(以下この条において「特 飲食料品として輸入される指定米穀等であってその原材料で

一特定輸入指定米穀等を原材料とする指定米穀等当該特定輸 入指定米穀等の原産地

びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めることとする

(取引等の記録の作成)

務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主名称(指定米穀等にあっては、その名称及び産地)、数量、年月名称(指定米穀等にあっては、 
東京省令で定めるところにより、その第三条 
米穀事業者は、 
米穀等について譲受け又は他の米穀事業者

(取引等の記録の作成方法)

- 一 書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に定る法律(以下「法」という。)第三条第一項(同条第二項の規第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関
- ハて一舌して士入れを守っていることこ半い当该事务所等こおいて一舌して士入れを守っていることこ半い当该事務所、事業場又は店舗(以下「事務所等」という。)ごと事務所、事業場又は店舗(以下「事務所等」という。)ごとって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ

- に記録を変更すること。 れかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切四 返品その他の事由により次条第一項各号に掲げる事項のいず
- 譲渡しとの相互の関係が明らかになるよう努めるものとする。の譲受けと当該米穀等(これを原材料とする米穀等を含む。)の、法第三条第一項の規定による記録の作成に当たっては、米穀等

(取引等の記録の記録事項)

- 成することを要しない。
  がである場合にあっては、第六号に掲げる事項に関する記録を作かである場合にあっては、第六号に掲げる事項に関する記録を作する。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明ら第二条 法第三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりと
- 譲受け又は譲渡しをした米穀等の名称
- 一、一、粒状のもの(以下この号において「米飯類」という。)である場合にあっては、その産地(米穀にで及び第八号から第十号までに掲げるものであって、一般消費者への販売用に包装され、又は一般消費者への販売用の容器に入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されて入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されて入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されて入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されて入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されて、一般消費者への販売用に包装され、又は一般消費者への販売用の容器に入れられた。

限る。)を含む料理その他の飲食料品にあっては、当該米飯類の産地に

- 譲受け又は譲渡しをした米穀等の数量
- た年月日) 月日(これにより難い場合にあっては、譲受け又は譲渡しをし四 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした年
- 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称
- 、 養受すては養食したした长投等が目金長官长投(长投り出すをした者のために搬入又は搬出をした他の者の氏名又は名称)他の場所(これにより難い場合にあっては、譲受け又は譲渡し合にあっては、当該米穀等の搬入又は搬出をした事務所等その、譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした場へ、
- ては、その用途では、その用途では、その用途では、その用途では、その用途では、音互条第一項第八号において同じ。)である場合にあっいう。第五条第一項第八号において同じ。)である場合にあっいう。第五条第一項第八号において同じ。)である場合にあった。第五条第一項第一項に規定する用途限定米穀をが用途限定米穀(米穀の出荷護受け又は譲渡しをした米穀等が用途限定米穀(米穀の出荷
- 第一項第二号に規定する産地の記録の作成は、次に定めるとこ用いている名称を記録することにより行うものとする。 前項第一号に規定する名称の記録の作成は、取引において通常

3

- のものにあっては当該外国が産地である旨を記録すること。た一を地が国内のものにあっては国内産である旨を、産地が外国ろにより行うものとする。
- 合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地を記録する場合であって、産地である都道府県等が三以上あるときは、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である都道府県等が三以上あるときは、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録することができる。
- の実績に基づいて、原材料に占める重量の割合の多いものから該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割合産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間における当産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間における当産地を誤認させないのでは、一般消費者にの割合の順序が変動する指定米穀等にあっては、一般消費者に四前二号の規定にかかわらず、産地ごとの原材料に占める重量

っては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。 譲渡しの委託」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者にあ 託をする米穀事業者にあっては「譲受け又は他の米穀事業者への は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委 る場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをす

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲 容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の 渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、 (米穀事業者間における産地情報の伝達)

産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

期間における実績に基づいて記録した旨を付記しなければなら 順に産地を記録することができる。この場合には、過去の一定

- 五 指定米穀等(米穀並びに次号及び第七号に掲げるものを除く 。)にあっては、記録された産地が当該指定米穀等の原材料で ある米穀の産地である旨が分かるように記録すること。
- 六 米穀等の産地情報の伝達に関する命令(平成二十一年内閣府 地である旨が分かるように記録すること。 定米穀等にあっては、記録された産地が当該指定米穀等の原産 令・財務省令・農林水産省令第一号)第一条第一号に掲げる指
- 七 米穀等の産地情報の伝達に関する命令第一条第二号に掲げる うに記録すること。 号に規定する特定輸入指定米穀等の原産地である旨が分かるよ 指定米穀等にあっては、記録された産地がその原材料である同
- 常用いている単位で記録することにより行うものとする。 第一項第三号に規定する数量の記録の作成は、取引において通

(他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合の読替

- 第三条 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡し いての前二条の規定の適用については、これらの規定中「譲渡し をする場合における米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者につ 」とあるのは、 「譲渡しの委託」とする。
- 2 前項に規定する場合における米穀等の譲渡しの受託をする米穀 中「譲受け」とあるのは、「譲渡しの受託」とする。 事業者についての前二条の規定の適用については、これらの規定

(米穀事業者間における産地情報の伝達方法)

- 第//条 項に定める場合を除く。)は、その生産又は輸入の状況に基づい 場合を含む。以下同じ。)の規定により産地を伝達する場合(次 て適切に産地を伝達しなければならない。 て法第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する 米穀事業者は、自ら生産又は輸入をした指定米穀等につい
- 2 米穀事業者は、他の米穀事業者から譲り受けた指定米穀等(こ 若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類する 該米飯類の産地に限る。以下同じ。)を表示する方法により行う 米飯類」という。)を含む料理その他の飲食料品にあっては、当 の調製をしたものであって、粒状のもの(以下この項において「 ものにその産地(米穀についてあらかじめ加熱による調理その他 の規定により産地を伝達する場合は、譲受けの相手方から伝達さ れを原材料とする指定米穀等を含む。)について法第四条第一項 れた産地の情報に基づいて適切に産地を伝達しなければならない。 法第四条第一項の規定による産地の伝達は、指定米穀等の包装

るのは、「譲渡しの委託」とする。 についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあについての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの表託をする米穀事業者と表託をして指定米穀等の譲渡し 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡し

(搬出、搬入等の記録の作成)

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失年工産の人間では、第三条第一項(同条第二項の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるよころにより、その名称、数量、年月日(亡失をした場合であってその年月日が明らかでないときは、時期)、搬出及び搬入をした場所(他の米穀事業者との間で搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所)その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

ものとする。

- る。 (特別の規定による産地の表示については、米穀等の取引等に係り、前項の規定に関する省令(平成二十一年財務省令・農林水産省の情報の記録に関する省令(平成二十一年財務省令・農林水産省
- 6 その他の必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。 、当該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割 、当該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割 、当該指定米穀等についてと第四条第一項又は第八条第一項の規定に 該指定米穀等について法第四条第一項又は第八条第一項の規定に 該指定米穀等をできることができるよう、当該譲渡しの相手 方の米穀事業者は、指定米穀等の譲渡しの相手方の米穀事業者が当

(搬出、搬入等の記録の作成方法)

て準用する。 第四条 第一条の規定は、法第五条の規定による記録の作成につい

(搬出、搬入等の記録の記録事項)

を作成することを要しない。 
る場合にあっては、第四号及び第六号に掲げる事項に関する記録ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかであ第五条 法第五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の名称
- 二 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の数量
- あってその年月日が明らかでないときは、時期) 選出、搬入、廃棄又は亡失をした年月日(亡失をした場合で
- っては、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所四 搬出又は搬入をした場合(次号に掲げる場合を除く。)にあ
- 、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所が明らかであるとをした事務所等その他の場所(記録が分類又は整理されており、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入他の米穀事業者との間で搬出又は搬入をした場合にあっては
- 務所等その他の場所 廃棄又は亡失をした場合にあっては、廃棄又は亡失をした場合にあっては、廃棄又は亡失をした事きは、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称)
- は、引渡しをした相手方の氏名又は名称 、運搬又は処分を業として行う者に引渡しをした場合にあって ・ 米穀等を廃棄するため、当該米穀等について、廃棄物の収集
- 八 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等が用途限定米穀であ

(記録の保存)

ばならない。
、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなけれ 第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を

(米穀事業者の努力)

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録を正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する農薬のほか、米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録

(一般消費者に対する産地情報の伝達)

> らいます。 る場合にあっては、その用途

成について準用する。
2 第二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による記録の作

(廃棄の記録の作成を要しない場合)

第六条 法第五条ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおり

- をした場合を除く。)

  ・の検査につき五キログラム以上の米穀等について廃棄の検査を行うため、必要最小限の米穀等について廃棄をした場残留する農薬についての検査、品位等についての検査その他
- への提供をした米穀等の食べ残しについて廃棄をした場合一 一般消費者への販売をした米穀等の売れ残り又は一般消費者

(記録の保存期間)

める期間とする。 し、次の各号に掲げる米穀等にあっては、それぞれ当該各号に定第七条 法第六条の主務省令で定める期間は、三年間とする。ただ

- き米穀等 三月間 品質が急速に変化しやすく加工又は製造後速やかに消費すべ
- が三年を超える米穀等 五年間 能であると認められる期限を示す年月日をいう。)までの期間 した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可二 記録を作成した日から賞味期限(定められた方法により保存

(一般消費者に対する産地情報の伝達方法)

の方法により行うものとする。 第三条 法第八条第一項の規定による産地の伝達は、次のいずれか

- に表示する方法に表示する方法
- すいものにその産地を明瞭に表示する方法 ニュー、冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきや二 店舗その他の指定来穀等の販売又は提供をする場所にあるメ
- 所にその産地を明瞭に表示する方法 | 一 店舗内又は店舗の入口付近の一般消費者の目につきやすい場

ない。

当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、ところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定める

前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米 前項の場合において、米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、であって、当該米穀事業者が、主務省令で定めるものがとられている場合ようにする措置として主務省令で定めるものがとられている場合は、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみきは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみます。

所にその産地を明瞭に表示する方法 等の販売の条件について広告するものに限る。)の見やすい箇等の販売の条件について広告するものに限る。)の見やすい箇等の販売をいう。)を行う場合において、広告(当該指定米穀契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う指定米穀等の内容、販売価四 通信販売(不特定かつ多数の者に指定米穀等の内容、販売価

定による産地の伝達について準用する。 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、法第八条第一項の規

(産地の情報を一般消費者が知ることができるようごする措置等)

ま四条 法第八条第二項のとする。 の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるに掲げるとおりとし、同項の産地の情報を知ることができる方法 第四条 法第八条第二項の主務省令で定める措置は、次の表の上欄

	一般消費者に伝達すること。
	当該指定米穀等の産地を当該
一般消費者に伝達すること。	般消費者からの求めに応じて
一項各号に掲げる方法により、	伝達できる体制を整備し、一
知ることができる旨を、前条第	該指定米穀等の産地を的確に
を行うことにより産地の情報を	向けの相談窓口において、当
絡先及び当該相談窓口に問合せ	ずることにより、一般消費者
知ることができる相談窓口の連	アルの作成その他の措置を講
当該指定米穀等の産地の情報を	従業員の研修の実施、マニュ
	11-110
	を当該一般消費者に伝達する
	応じて当該指定米穀等の産地
	し、一般消費者からの求めに
1)-100	的確に伝達できる体制を整備
により、一般消費者に伝達する	て、当該指定米穀等の産地を
、前条第一項各号に掲げる方法	ずることにより、店頭におい
の情報を知ることができる旨を	アルの作成その他の措置を講
店頭における問合せにより産地	従業員の研修の実施、マニュ
すること。	
方法により、一般消費者に伝達	
旨を、前条第一項各号に掲げる	
産地の情報を知ることができる	
ムページを閲覧することにより	
るものを含む。)及び当該ホー	
次元コードその他のこれに代わ	公衆の閲覧に供すること。
係るホームページアドレス (1)	該指定米穀等の産地の情報を
当該指定米穀等の産地の情報に	インターネットを利用して当

ては、適用しない。 
るものに限る。) について一般消費者への提供をする場合についる米穀事業者が指定米穀等(料理、酒類その他の主務省令で定める米穀事業者が指定米穀等(料理、酒類その他の要件に該当す

(勧告及び命令)

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀等の運送業者若しくは保管の業務に関係がある場所に立工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは候簿、書類その他の物件を検査させち入り、業務の状況若しくは候簿、書類その他の物件を検査させち入り、業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、業務に関し報告を求め、又はその施行に必要な限度において、米穀第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀

書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明

られたものと解釈してはならない。第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め

3

(主務大臣等)

第十一条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の

(一般消費者に対する産地情報の伝達の適用除外)

**第五条** 法第八条第三項の主務省令で定める要件は、指定米穀等の

外の指定米穀等とする。

外の指定米穀等とする。

外の指定米穀等とする。

外の指定米穀等に関する法律施行令(引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(3)等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(2)法第八条第三項の主務省令で定める指定米穀等は、米穀等の取

(身分を示す証明書の様式)

する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。定するものに限る。)をする場合における法第十条第二項に規定第八条 法第十条第一項の立入検査(法第十一条第一項第二号に規

(身分を示す証明書の様式)

職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。
と、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令別記様式によるする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。第八条、法第十条第一項の立入検査(法第十一条第一項第一号に規算、条件、法第十条第一項の立入検査(法第十一条第一項第一号に規

区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売 輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務

- 第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命
- る。) に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣 四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限 令並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(第 前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(前号に掲
- 第九条第一項及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、 げるものを除く。) に関する事項 農林水産大臣
- 閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨 前項本文(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、内
- 3 告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するも 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その勧 のとする。 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により単独で第九条第一
- 内閣総理大臣 農林水産大臣
- 農林水産大臣 内閣総理大臣
- 定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果につ いて、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規
- 前条第一項の規定による措置をとるべきことを要請することがで があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める大臣に対し、
- 内閣総理大臣又は農林水産大臣 財務大臣
- 財務大臣 内閣総理大臣又は農林水産大臣
- 請を受けて講じたものにあっては財務大臣に通知するものとする。 ものにあっては内閣総理大臣及び農林水産大臣に、財務大臣の要 た措置を、内閣総理大臣又は農林水産大臣の要請を受けて講じた この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・財務 前項の規定により要請を受けた大臣は、当該要請を受けて講じ
- 省令とする。ただし、第三条第一項、第五条及び第六条に規定す る主務省令は、農林水産省令・財務省令とする。
- を除く。)を消費者庁長官に委任する。 内閣総理大臣は、この法律に規定する権限(政令で定めるもの
- 権限の全部又は一部を国税庁長官に委任することができる。 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する

(消費者庁長官に委任されない権限)

第三条 法第十一条第八項の政令で定める権限は、 定する権限とする。 同条第五項に規

(権限の委任)

第四条 法に規定する財務大臣の権限(法第十一条第五項に規定す が自らその権限を行使することを妨げない。 るものを除く。)は、国税庁長官に委任する。 ただし、財務大臣

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定によ		10 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により ころにより、これを地方支分部局の長に委任することができる。
(都道府県が処理する事務)	第六条 第四条の規定により国税庁長官に委任された権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。 一 法第九条第一項の規定による勧告(米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局の長事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域内のみにあるものに限る。) 当該国税局の長 は第十条第一項の規定による命令(米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局の長の勧告に係る同条第二項の規定による命令(米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局の長の勧告に係る同条第二項の規定による米穀事業者等に対する報告の徴収 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長(沖縄国税事務所長を含む。次号において同じ。) 四 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 は第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 は第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 は第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 は第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 は第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 は第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する国税局長又は税 お客署長	第五条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。  一 法第九条第一項の規定による勧告(米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの(第七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。)に限る。) 当該地方農政局の長 (

る。 定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができ り消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で

第七条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第十一条第八項の第七条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第十一条第八項の第七条 法に規定するものに、当該各号に定める都道府県知事が行うたととする。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務(米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの(以下「地域米穀事業者」という。)が行う米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものにあっては、法の目的を達成するため特に必要があると認めものにあっては、法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。)については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- ものに限る。) に関する事務 当該都道府県の知事法第九条第一項の規定による勧告(地域米穀事業者に関する
- 管轄する都道府県知事 収に関する事務 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を収に関する事務 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を三 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に対する報告の徴
- 道府県知事 道府県知事 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する都 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査
- して都道府県知事に適用があるものとする。項及び第四項の規定を除く。)は、都道府県知事に関する規定とる内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定(法第十一条第三の前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係
- 府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣にめるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に掲げる事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところによを除く。)を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に、農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産省令で定時、本道が開東知事は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二時令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官を除る。

県知事の報告に関する命令る法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府る法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府

(平成二十一年十一月五日)

(内閣府令・農林水産省令第十一号)

提出してしなければならない。

提出してしなければならない。)第七条第三項の規定はよる報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面をによる報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面をは、光穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関

勧告又は命令に係る指定米穀等の種類

勧告又は命令をした年月日

勧告又は命令をした米穀事業者の氏名又は名称及び住所

長官及び農林水産大臣に)報告しなければならない。

勧告又は命令の内容

その他参考となるべき事項

、。 、に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならな 、に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならな 、との規定の施行に関するものに限る。)は、遅滞なく、 2 令第七条第四項の規定による報告(法第四条、第八条又は

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰 二 第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する 金に処する。 をした者 場合を含む。)の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達 又は虚偽の記録を作成した者 第三条第一項又は第五条の規定に違反して記録を作成せず、 は、相互に密接な連携の下に行うものとする。 第十条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果 は都道府県知事が同項第三号又は第四号に掲げる事務を行うとき 事がした勧告に係るものに限る。)をとっていないと認めるとき る措置(第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知 は、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。 第一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又 当該地域米穀事業者が法第八条第一項の規定を遵守しておらず 消費者庁長官又は農林水産大臣は、地域米穀事業者について法 又は正当な理由がなくて法第九条第一項の規定による勧告に係

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関わる。五 その他参考となるべき事項三 報告の徴収又は立入検査の結果二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日

等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報の光穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す

(農林水産省令第六十一号)(平成二十一年十一月五日)

ない。

、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければなら条又は第九条の規定の施行に関するものを除く。)は、遅滞なる法律施行令第七条第四項の規定による報告(法第四条、第八条製等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す来穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す

報告の徴収又は立入検査の結果報告の徴収又は立入検査に係る米穀等の種類報告を求め、又は立入検査を行った年月日

五四

その他参考となるべき事項

- 第六条の規定に違反した者
- 第九条第二項の規定による命令に違反した者
- 五四 し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その 他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為を したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条 の刑を科する。

### 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に

- 附則第四条及び第五条第二項の規定 公布の日
- から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める 条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二

## (経過措置)

第二条 譲渡しの委託を含む。)をされた米穀等及び当該米穀等を原材料 定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。 とする飲食料品であって、指定米穀等であるものについては、指 前条第二号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し(

第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の 施行の日の前日までの間における第三条第一項並びに第十一条第 」とあるのは「農林水産大臣」とする。 産大臣」とあり、並びに同項中「内閣総理大臣及び農林水産大臣 称」と、第十一条第五項及び第六項中「内閣総理大臣又は農林水 五項及び第六項の規定の適用については、第三条第一項中「名称 (指定米穀等にあっては、その名称及び産地)」とあるのは「名

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な 経過措置は、政令で定める。

# 〇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す る法律の施行期日を定める政令

(平成二十一年十一月五日)

(政令第二百六十号)

条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十三年七月一日とす る法律の施行期日は平成二十二年十月一日とし、同法附則第一 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す

#### 附 則

て る。

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年十月一日)から 限る。)、第七条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。 施行する。ただし、第二条、第三条、第五条(第一号及び第二号 行する。 第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施 に係る部分に限る。)、第六条(第一号及び第二号に係る部分に )、第三項及び第五項並びに附則第四条の規定は、法附則第一条

## (経過措置)

第二条 この政令の施行の日から前条ただし書に規定する規定の施 中「消費者庁長官又は農林水産大臣」とあり、及び同条第 び第六項の規定の適用については、同条第一項中「農林水産大臣 行の日の前日までの間における第七条第一項、第二項、第四項及 と、同条第四項中「同項第三号又は第四号に掲げる事務(同項第 れた権限」とあるのは「農林水産大臣の権限」と、同項ただし書 の権限及び法第十一条第八項の規定により消費者庁長官に委任さ 「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」 二項中

十三年七月一日)から施行する。項の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成) る。ただし、第二条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第三 この省令は、法の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行す

### 附

二十三年七月一日)から施行する。 この命令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成

## 〇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す る法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報 告に関する省令

(平成二十一年十一月五日)

(農林水産省令第六十一号)

日(平成二十二年十月一日)から施行する。 の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行の この省令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報 附

# 〇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関す 県知事の報告に関する命令 る法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府

(平成二十一年十一月五日)

、内閣府令・農林水産省令第十一号)

の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)附則第一 この命令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報

附 則

(検診)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。という、一致に関するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

「八号」の一部を次のように改正する。

「八号」の一部を次のように改正する。

「八号」の一部を次のように改正する。

「八号」の一部を次のように改正する。

「八号」の一部を次のように改正する。

くは農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」とする。のは「農林水産大臣に」と、同条第六項中「消費者庁長官若しのである場合にあっては、内閣府令・農林水産大臣に)」とあるにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産者令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産者令で定めるとこ当該事務が法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するもらは農林水産大臣に(一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。)」とあるのは一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。)」とあるのは

第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

到すここのに、そ殳等の文十等に系の背限の己录をが 第四百二十二号の次に次の一号を加える。

報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)四百二十二の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情

(消費者庁組織令の一部改正)

を次のように改正する。 第四条 消費者庁組織令(平成二十一年政令第二百十五号)の一部

第十二条に次の一号を加える。

> (ら施行する。 条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)

カュ